

## 第 15 分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」

### I これまでの施策の効果と、「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」が十分に進まなかった理由

1 我が国の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解では、一定の取組について評価されている反面、前回の最終見解(2003年)への取組が不十分と指摘され、未実施事項への取組を要請されるなど、国際規範の国内実施において多くの課題が残されている。

また、国際貢献については、ODA(政府開発援助)予算が減少傾向にある中でGADイニシアティブを活用しつつODAにおけるジェンダー主流化<sup>28</sup>に取り組んでいる。

2 国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

(1) 国際規範に履行義務があるという認識が足りず、国内において施策が十分に実施されてこなかった状況に加え、女子差別撤廃条約等の国際規範を推進する体制が弱く、推進する主体が明確でなかった。

(2) 国際規範を国内で実施するに当たっても、固定的性別役割分担意識が依然として根強く、国際的協調の観点から男女共同参画を推進していく上で障害となっている。

(3) ODA実施等に当たって、男女共同参画の視点が必ずしも十分に反映されているとは言えない面があった。

### II 今後の目標

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきた。諸外国では、男女共同参画施策が大きく進展している例もある一方、我が国においては女子差別撤廃委員会の最終見解に指摘されているように多くの課題がある。緊急に実施すべき2年以内のフォローアップ項目も含め、勧告された事項に適切に対処する。

また、国際的な場における女性の積極的な登用を進める。

さらに、男女共同参画は国際的連携をとりつつ進める課題であることを踏まえつつ、ODAの実施に当たってはジェンダー主流化の視点に立ち効果的かつ公正に進める。また、戦時・平時を問わずいかなる女性に対する人権侵害も起きてはならない問題である。女性の平和構築の過程への参画を進める必要がある。

このような取組を通じて、男女共同参画に関して、国際的な評価を得ていく必要がある。

---

<sup>28</sup> すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス。あらゆる分野での「ジェンダー平等」を達成するための手段である。(「GADイニシアティブ」より)

### Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

#### 1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

##### (1) 施策の基本的方向

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきた。今後とも、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、「北京宣言及び北京行動綱領」及び国連特別総会「女性 2000 年会議」で採択された「政治宣言」・「成果文書」や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際規範・基準を周知徹底するとともに、積極的に国内における実施強化に努める。

##### (2) 具体的な取組

- ① 女子差別撤廃委員会からの最終見解(2009 年8月公表)及び国際規範・基準、議論等、国際的な取組を、法曹関係者を含めあらゆる機関、あらゆる年代層の国民に周知徹底する。
- ② 女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会からの最終見解等の国内施策における実施・評価・監視体制を強化する。
- ③ 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。また、パートタイム労働に関する条約(ILO 第 175 号条約)、母性保護条約(ILO 第 183 号条約)等男女共同参画にかかわりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、締結に向けて積極的な対応を図る。さらに、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(ILO 第 111 号条約)について、差別全般を禁止する人権擁護のための法律の成立に努めるとともに、このような法律の成立後において早期締結に向けての検討を図る。

#### 2 男女共同参画の視点に立った国際貢献

##### (1) 施策の基本的方向

ODA の計画立案から実施、評価にいたるプロセスにおいて、人間の安全保障及び男女共同参画の視点に立って ODA プログラム・プロジェクトを効果的に実施し、開発途上国におけるジェンダー主流化の促進を通じて、男女共同参画の推進及び女性のエンパワーメントの達成及び地位向上に積極的に寄与する。また、平和構築の観点から、女性を被害者の側面でとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決を含む政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。

##### (2) 具体的な取組

- ① ミレニアム開発目標の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、ODA 大綱に基づき、引き続き男女共同参画の視点を重要なものとして考え、ODA を適切に実施する。

- ② ODA大綱や GAD イニシアティブに基づき、我が国の ODA 政策(国別援助計画等)を実施する際に男女共同参画の視点を反映させる。特に、女性の地位や福祉の向上を直接の目的としない開発政策においても、男女共同参画の視点をより一層反映するよう努める。また、ミレニアム開発目標のうち、母子保健分野等日本が実績を持つ保健・教育関連の目標達成に向けて取組を強化する。
- ③ 男女共同参画の視点に立った ODA プログラム等の実施に関する評価や監視体制を確立する。
- ④ ジェンダー主流化の観点から、開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化を支援する。
- ⑤ 日本が拠出している UNDP(国連開発計画)パートナーシップ基金等の基金において、女性のエンパワーメント促進を含め男女共同参画の視点に配慮した案件に資金が重点的に配分されるよう努める。
- ⑥ ODA 政策決定機関・実施機関のジェンダー主流化のため、ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、ジェンダー研修の実施、ジェンダー担当者の能力向上等により組織の体制整備に努める。
- ⑦ 女性の平和への貢献を推進するため、「女性・平和・安全」に関する安保理決議 1325、1820、1888、1889 号を効果的に実施し、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。
- ⑧ 人身取引は人権侵害であり、ODA を活用した人身取引被害者のエンパワーメント等、人間の安全保障の観点に基づく被害者支援を進める。あわせて、被害者の出身国等関係国との連携体制を強化し、国境を越えた人身取引の撲滅に貢献する。
- ⑨ 外国政府、国際機関、国内外 NGO 等との効果的な交流・連携・協力を強化する。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じて国内外の NGO 等への支援を引き続き実施する。
- ⑩ 今後設立が予定されている、国連のジェンダー関係の4機関を統合する新たな機関が効果的・効率的に機能するように働きかける。
- ⑪ 「ジェンダーと開発」分野の研究体制を強化する観点から、関係研究機関の連携の強化等を図る。

### 3 対外発信機能の強化

#### (1) 施策の基本的方向

国際社会における日本の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。

#### (2) 具体的な取組

- ① 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議(女子差別撤廃委員会、婦人の地位委員会等)の委員や、日

本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画し積極的な貢献ができるように努める。

- ② 日本の特徴を生かしたテーマの対外発信(防災や環境分野における男女共同参画の視点等)に努める。
- ③ 男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、外国政府、国際機関、国内外の NGO 等との効果的な交流・連携・協力を強化する。
- ④ 男女共同参画を推進するために、NGO の政府代表団への参加を継続するなど、政府と NGO 等との連携・協力を進める。